

2020 年度青少年ユネスコ活動助成

募集要項

【趣旨】

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）は、ユネスコ精神を次世代へ引き継ぐ活動を支援するために、「青少年ユネスコ活動助成」を実施いたします。

ユネスコ協会・クラブ（以下、ユ協）及びユ協所属青年会員が企画・実施するさまざまな社会課題を解決するための事業、また事業を実施することで会員拡充がみこめる事業に対して助成します。今回の募集も、昨年度に引き続き 2017 年度第 68 回定時総会で採択された民間ユネスコ運動 70 周年ビジョン・ミッションの重点目標に合致する、2020 年度から新たに開始する事業を優先いたします。（70 周年ビジョン・ミッションは 5 ページ以降をご参照ください）

また、青少年ユネスコ活動助成につきましては、今年度で終了となります。来年度（2021 年）からは新たな助成制度を検討してまいります。何卒ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます

【概要】

1. 申請団体

日本ユネスコ協会連盟の構成団体会員及び青年会員（*注 1）

但し、以下は対象となりません。

- ① 2019 年度「現在状況報告書（現況報告）」未提出、または「構成団体会費」未納の団体。
- ② 2019 年度「青少年ユネスコ活動助成」報告書が締切期限内に未提出のユ協。

2. 申請対象分野と助成額

分野 1 青少年へのユネスコ普及活動事業（例：「わたしの町のたからもの」絵画展事業、ユネスコを広める出前事業・勉強会等）
助成額：1 協会あたり 5 万円を上限。

分野 2 ユネスコ協会に所属する青年会員（*注 1）が中心となつて行う社会的課題の解決等に資する事業（申請者は青年会員のみ）
助成額：1 協会あたり 10 万円を上限。

※(注 1)「青年会員」は日ユ協連加盟ユ協に所属する 15 歳（中学生を除く）以上 35 歳未満の会員です。

なお、日ユ協連に 2019 年度の現況報告(会員名簿)に氏名・生年月日の記載があり、会費が納められていることが確認できる会員の方を指します。また、2019 年度現況提出後に、入会された会員は、2020 年度の現況報告(会員名簿)に氏名・生年月日の記載があり、2020 年 9 月末日迄に日ユ協連で確認できること。

但し、9 月末日において確認ができない場合、助成金(全額)をご返金いただきます。

分野 3 ユネスコスクールや学校内ユネスコ活動とユネスコ協会の連携強化に資する事業（例：ユネスコスクール対象の活動発表会、学校教員向けのユネスコスクール研修会、ESD パスポートの体験発表会等）
助成額：1 協会あたり 5 万円を上限。

複数事業の申請について

- ① 「分野 2」は、青年会員を申請代表者として、1 ユ協 1 事業の申請が可能です。
但し、青年会員が申請する際は、事前に所属ユ協に申請の旨を伝えてください。
 - ② 「分野 1」、「分野 3」は、ユ協会長を申請代表者として、いずれかの分野で 1 ユ協、1 事業のみ申請可能です。「分野 1」と「分野 3」に併願はできません。
- ※ ご注意：「分野 2」と「分野 1」・「分野 3」が同一内容の申請は不可となります。

分野 1	申請代表者はユ協会長。分野 1 と 3 の併願は不可。
分野 2	申請代表者は青年会員。1 ユ協 1 事業まで。
分野 3	申請代表者はユ協会長。分野 1 と 3 の併願は不可。

3. 申請事業の実施期間

2020 年 6 月 1 日(月) ～ 2021 年 2 月 28 日(日)

4. 申請事業の対象者や対象費目等

- ・ 申請事業にはユ協会員およびユ協所属青年会員以外の一般市民、青少年、学生などが参加できるようにしてください。構成団体会員の会員のみを対象とする事業は申請できません。
- ・ 分野 2 については、青年会員が主体的に計画、実施を行う事業が対象となります。青年会員が申請し、大人会員が実施する場合は対象外となります。
- ・ 交通費の割合が極端に多い場合には助成額を減額することがあります。

5. 申請方法

- ・ 4 ページの注意事項をご覧の上、提出書類（申請書〔様式 1〕、予算書〔様式 2〕、助成金口座指定書〔様式 3〕）は、下記住所に郵送にてお送りください。
- ・ 提出書類は、上記紙媒体による郵送の他、電子データとして nfujaj_brx@unesco.or.jp まで電子メールの添付ファイルで送ってください（ファイルの形式は、マイクロソフトワード、エクセル）でお送りください。（FAX 不可）。締切までに郵送と電子メールの両方での提出が必要ですので、ご注意ください。
- ・ 締切は 2020 年 4 月 17 日(金)〔必着〕です。

郵送：	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 事業部 「青少年ユネスコ活動助成」係 尼子 井上
電子メール：	nfujaj_brx@unesco.or.jp

6. 助成決定までの日程（予定）

申請書締切： 2020年4月17日（金）必着（郵送と電子メールの両方を締切までにお送りください。上記5参照）

審査会： 2020年5月上旬開催

助成決定通知： 2020年5月下旬以降

助成振込： 2020年5月下旬

- ・ 申請書は審査会で内容等を審査し、助成を決定します。審査の結果、申請額を下回る助成額を決定する場合があります。
- ・ 審査結果は、5月下旬に、申請書に記入された連絡先に郵送いたします。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書と共に提出された助成金口座指定書で指定された口座に振り込ませていただきます。

7. 選考基準

事業内容（地域の課題解決、民間ユネスコ運動および青少年へのユネスコ活動の啓発・寄与等）、また実績（継続事業の際は報道数等を含む）や体制、事業の持続可能性などを総合的に判断いたします。

8. 審査において重視されるポイント

- ① 会員だけではなく、地域に住む一般市民も巻き込んだ活動であること。
- ② 会員拡充につながる活動であること。
- ③ 活動による利益が、会員や関係者および少数の人間に限定されないこと。
- ④ 活動をおこなうことで、参加者および地域への啓発効果が期待できる活動であること。

9. 同一事業の助成の制限について

同一事業の助成は3年間を限度とさせていただきますので、ご注意ください。

<本助成金で期待されること>

・本助成金を活動実施のきっかけに

新たな時代に呼応した新規事業実施の為の事業費として、本助成金を活用されてはいかがでしょうか。3年間は同一事業の申請ができますので、3年のうちに事業を定着させて、事業費もその間に持続可能としていく為に資金調達を図っていただければと存じます。

・これまでの事業をさらに発展させる

今まで継続されてきた事業を、より広く深く発展させる為の費用として活用されてはいかがでしょうか。

例) 人間の多様性に関する展示会の実施→<助成金の活用によって>①展示会の実施に加え新たに②展示会を見学する学校の子どもたちを対象にSDGsやユネスコを理解する為のワークショップを実施。

【申請にあたっての注意事項】 *必ずお読みください。

1. 申請における注意点等

- ① 本申請書の電子データは、日ユ協連のホームページ <http://unesco.or.jp/support/member> からダウンロード[㊦]いただけます。(2月上旬に掲載予定)
[㊦]<http://www.unesco.or.jp> トップページ「支援のお願い」(左上) → 「▼会員のみなさま」(左欄) → 【お知らせ】
- ② パソコンで作成された申請書のみ受け付けます(手書きでの申請は受付いたしません。) 申請書類はA4サイズ、片面印刷でご提出ください。
- ③ 申請事業の趣旨、対象者、内容、期待される効果などはなるべく具体的にわかりやすく書いてください。なお、継続事業の場合は、ユネスコ活動の公益性に鑑み、報道(新聞やテレビ等)に取り上げられた記事等(記事コピー、DVD、音声データ等)もご提出ください。自己資金をどのぐらい事業に利用できるかは、将来助成が無くなった後も独自で事業を継続する上で重要ですのでなるべく具体的にわかりやすく記載してください。なお、自己資金比率は総額の2割以上になるようにしてください。
- ④ 茶菓代及び飲食代は、助成申請できません。
- ⑤ 提出書類における記載漏れや提出物の不足等があった際は「書類不備」とみなし、審査の対象となりません。万が一、不備等があった際、連盟事務局からご連絡することはいたしませんので、申請の際は十分ご注意ください。

2. 助成の広報へのご協力

助成を受けた事業のチラシやポスターなどにはその旨以下の例をもとに記載してください

【例1】公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「青少年ユネスコ活動助成事業」

【例2】本事業は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の青少年ユネスコ活動助成を受けて行う(行った)ものです。

3. 事業報告書の提出

事業報告書は事業終了後1カ月以内に連盟事務局に提出してください。(パソコンで作成/手書き不可)。報告書には事業の様子を記録した写真、報道資料(新聞記事等)、参加者の感想などを添付してください。

4. 助成事業内容の変更等

助成金申請内容を原則変更することはできません。助成事業内容を変更しなければならない場合、事情により事業を中止しなければならないなどの場合は必ず連盟事務局にご連絡ください。連盟事務局への連絡なしに助成事業内容を変更された場合、助成金を返金いただくこともあります。ご了承下さい。

民間ユネスコ運動 70 周年
ビジョン・ミッション
2017 年～2026 年

Peace for Tomorrow
ひろげよう平和の心

平和な社会の実現を目指し、共に学び、
行動する民間ユネスコ運動へ



公益社団法人
日本ユネスコ協会連盟

1. 民間ユネスコ運動 70 周年のビジョン

(2017 年～2026 年)策定の趣旨

UNESCO（国際連合教育科学文化機関）が創設されて 70 余年が過ぎ、その UNESCO 憲章の理念に感銘を受けた人々により世界で最初に立ち上げられた日本の民間ユネスコ運動も 70 周年を迎えます。この間、私たちをとりまく状況は、国内外でさまざまに変化してきました。

近年、世界は、貧困、差別や偏見と人権の侵害、文化的・宗教的な不寛容の蔓延、紛争の拡大、無差別テロリズムの頻発、地球温暖化など、さまざまな課題と直面しています。このように混迷と不安定さを増す世界の中にあつて、UNESCO 憲章が 70 余年前に掲げた理念は色褪せるところか、益々重要性を増していると言えます。

ひるがえつて、国内では、少子高齢化や経済格差の拡大、世代間格差の拡大、東京一極集中と地域の過疎化の進行といった問題を抱えています。そのような中、民間ユネスコ運動の新たな担い手の獲得の難しさや、民間団体の競争の激化等による財政基盤の衰退といった当協会連盟独自の課題にも直面しています。

2000 年、国際社会が掲げたミレニアム開発目標（MDGs）では多くの分野で進展が認められた一方、課題も残りました。そこで 2015 年、国際社会はあらたに、課題解決を目指し、新アジェンダを掲げました。これが、『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）』であり、この新アジェンダには貧困撲滅、保健、教育及び安全保障といった継続的な開発分野の優先項目に加えて、幅広い、経済・社会・環境の 17 の目標が提示されています。平和なくして持続可能な開発は達成できず、また、持続可能な開発なくして平和は実現できません。民間ユネスコ運動は、このことを常に意識し、特に教育分野に力を注ぎ、取り組んでいきます。

ついでに国内外の社会が抱える課題解決に向け、民間ユネスコ運動 70 周年の 10 年間の運動方針として、ビジョンとミッションを掲げます。

今後、新たに財政面も含めた実施計画を策定し、より包括的かつ多面的な計画案を実行に移していきます。

2. ビジョン・ミッションと重点目標

ビジョン（指針と展望）

Peace for Tomorrow 広げよう平和の心

UNESCO（国際連合教育科学文化機関）憲章の理念に基づき、国内外で志を同じくする人々や団体と連携し、平和な世界の実現を目指し、共に学び、行動する民間ユネスコ運動へ。

ミッション【使命と責務】

1. 平和な世界の構築

すべての命を尊び、多様性の尊重と国際理解の深化をはかり、紛争のない世界、核兵器のない世界を希求し、草の根から積極的に「平和の文化」の構築をすすめます。

2. 持続可能な社会の推進

世界が抱えるさまざまな課題に向き合うための教育＝ESD(持続可能な開発のための教育)を生涯学習の重要な柱と位置づけ、持続可能な社会の実現を目指します。

重点目標

国連が策定した 2030 年までに達成すべき 17 の『持続可能な開発目標（SDGs = Sustainable Development Goals）』を踏まえて、これまで、民間ユネスコ運動として取り組んできた活動とリンクさせ、下記の目標に重点を置いて具体的な活動を行います。

	重点目標	アクションプラン
1	平和な社会の実現	(1) ユネスコ理念の普及 (2) ユネスコ活動の担い手の拡大 (3) 支援者の拡充
2	ESD（持続可能な開発のための教育）の推進	(1) グローバルな視野を持った次世代の育成・支援 (2) 生涯学習を通じた ESD の普及
3	「誰も置き去りにしない」社会作り	(1) ノンフォーマル教育支援 (2) 平和構築に向けた学びの支援
4	生き生きした地域社会の構築	(1) 未来遺産運動や世界遺産の保全・普及活動 (2) 減災教育の普及
5	自然災害発生後の教育支援	(1) 国内の自然災害に伴う子ども教育支援 (2) 当該地の教育復興支援